

出来形管理基準規格値 (単位:mm)

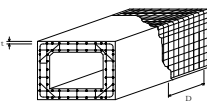
番 号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第2章土工 第3節河川土工・砂防土工	2-3-2	掘削工	基 準 高 ∇	± 50		
			法 長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$		
				$\ell \geq 5 \text{ m}$		
			延 長 L	法長-4%		
	2-3-2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値		
			平場	標高較差 ± 50		
			法面	水平または標高較差 ± 70		
	2-3-3	盛土工	基 準 高 ∇	-50		
			法 長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$		
				$\ell \geq 5 \text{ m}$		
			幅 w_1, w_2	法長-2%		
	2-3-3	盛土工 (面管理の場合)	延 長 L	-100		
			天 端	標高較差 -50		
			法 面 4割く勾配	標高較差 -50		
			法 面 4割≥勾配	標高較差 -50		
	2-3-4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	-50		
			厚 さ t	+0~50		
			控 え 長 さ	設計値以上		
	2-3-5	法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30		
	2-3-6	堤防天端工	厚 さ t	$t < 15 \text{ cm}$		
				$t \geq 15 \text{ cm}$		
			幅 w	-100		

出来形管理基準規格値 (単位:mm)

番 号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第2章土工 第4節道路土工	2-4-2 掘削工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定する。		
		法 長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$			
			$\ell \geq 5 \text{ m}$			
		幅	w			
		延 長	L			
	2-4-2 掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値		
		平 場	標高較差	± 50		
		法 面 (小段を含む)	標高較差	± 70		
	2-4-3 路体盛土工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定する。		
	2-4-4 路床盛土工	法 長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$			
			$\ell \geq 5 \text{ m}$			
		幅	w_1, w_2			
		延 長	L			
	2-4-3 路体盛土工 2-4-3 路床盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値		
		天端	標高較差	± 50		
		法面 (小段を含む)	標高較差	± 80		
	2-4-5 法面整形工(盛土部)	厚 さ t	± 30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちがある場合に適用。		

第1編共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号			工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第3章 無筋・鉄筋 コンクリート	第7節 鉄筋工	3-7-4	組立て	平 均 間 隔	d	$d = D / (n - 1)$ D : n 本間の長さ n : 10 本程度とする φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で1 箇所以上測定する。 最小かぶりとは、コンクリート標準示方書（設計編・標準 7 編2章 2.1）参照。 ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については道路橋示方書（3 コンクリート橋編6.6）による。		・重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 ・橋梁コンクリート床版桁（P C 橋含む）の鉄筋については、第3 編1-18-2 床版・横組工を適用する。 ・新設コンクリート構造物（橋梁上部・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」を適用する。 （品質管理項目）
				か ぶ り	t			
					かつ最小かぶり以上			